

山形県スポーツ推進計画 『スポーツやまがたドリームプラン』



“山形の未来を拓く
スポーツ文化の創造”



平成25年3月
山形県教育委員会

【表紙写真】 左上:ボール遊びをする幼児(モンテディオ山形ふれあいフィールド)
右上:1学校1取組みで運動を楽しむ児童
左下:国体で活躍する県選手
右下:総合型地域スポーツクラブの活動(かんじきウォーク)

目 次

はじめに	1
第1章 スポーツをめぐる現状とスポーツ推進計画の策定	2
1. スポーツ環境の変化とスポーツ基本法の制定	2
2. 国におけるスポーツ基本計画の策定	2
3. 県スポーツ推進計画の策定	2
4. これまでのスポーツ振興計画の成果と今後の課題	3
第2章 基本目標の設定とスポーツ推進のための基本方針	4
1. 基本目標の設定と考え方	
2. 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針	
第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策	7
1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	8
(1) スポーツに親しむ活動の推進	
(2) 安全なスポーツ活動の推進	
2. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実	13
(1) 幼児期からの連続的な体力向上方策の推進	
(2) 学校の体育に関する活動の充実	
(3) 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実	
3. 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	19
(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進	
(2) 地域のスポーツ指導者等の充実	
(3) 地域スポーツ施設等の充実	
(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携	
4. 競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備	25
(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実	
(2) スポーツ指導者・審判員等の資質向上	
(3) トップアスリートの競技力向上を支える環境整備	
(4) 全国規模の大会開催の推進	
5. 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進	31
(1) 「支えあう」スポーツの推進	
(2) トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出	
(3) スポーツ団体のガバナンス強化	
(4) スポーツにおける環境活動の取組み	
第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項	36
参考資料	37

はじめに

平成23(2011)年6月にスポーツ振興法(昭和36年6月制定)を全部改正した「スポーツ基本法」が制定された。この法律においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

スポーツ基本法のこのような理念の実現には、国をはじめ、県、市町村、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

国では、平成24(2012)年3月にスポーツ基本法第9条の規定に基づき、スポーツ基本計画を策定した。

山形県教育委員会では、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、本県の実情に即したスポーツ推進に関する計画を策定するため、平成24(2012)年3月に山形県スポーツ推進審議会へ諮問し、平成25(2013)年3月に答申を受けた。その答申に基づき、本県のスポーツの推進に関する基本的な計画となる山形県スポーツ推進計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定した。

《本計画書を読むにあたって》

本計画書の第3章に今後の具体的施策を示していますが、取組みの主体が一目で分かるように、主体ごとに記号を付けましたのでご活用ください。

【主体記号の凡例】

◎：県 ●：県・市町村 ○：市町村 ◇：学校、幼稚園等 ☆：スポーツ団体

第1章 スポーツをめぐる現状とスポーツ推進計画の策定

1. スポーツ環境の変化とスポーツ基本法の制定

昭和36(1961)年に制定されたスポーツ振興法は、我が国におけるこれまでのスポーツの発展に大きく貢献してきた。

制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流の活発化等、スポーツを取り巻く環境は大きく変化している。

こうした環境変化を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、超党派の国会議員で構成されるスポーツ議員連盟の提案により、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が制定され、平成23(2011)年8月24日に施行された。

スポーツ基本法は、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体等の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定するものである。

同法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとともに、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことと、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進する必要があることを明らかにしている。

また、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力項目を規定するとともに、国は、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めるよう規定している。併せて、地方公共団体は、そのスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものと規定している。

2. 国におけるスポーツ基本計画の策定

国においては、スポーツ基本法に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成24(2012)年3月にスポーツ基本計画を策定した。

このスポーツ基本計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるものであり、今後のスポーツ施策はスポーツ基本計画に基づき推進されることとなる。

計画の期間については、総合的で包括的な計画とする、という観点から10年間程度を見通した計画としつつ、社会やスポーツ界の変化の早さに適切に対応し、期間経過後における施策の評価を改善サイクルに結びつけるため、平成24(2012)年度から、概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化している。(参考:P36「スポーツ基本計画の全体像」)

3. 県スポーツ推進計画の策定

本県では、平成14(2002)年3月に策定した前計画を基に、様々なスポーツ振興策に取り組み、県全体のスポーツ振興を図ってきたところである。

「スポーツ推進計画」は、前計画策定から10年が経過し、この間のスポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、国が策定した「スポーツ基本計画」を参酌し、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるものである。

したがって、スポーツ推進計画は、今後本県が目指すスポーツ推進の基本的な方向性

を示すとともに、県や市町村、関係機関、関係団体等における具体的な取組施策を示したものであり、それぞれにおいて、主体的な推進がなされるよう期待するものである。

4. これまでのスポーツ振興計画の成果と今後の課題

- ◆ 生涯スポーツにおいては、県内の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の創設状況が、平成25(2013)年3月現在、34市町村に62クラブが創設・準備中になっている。県内の市町村におけるクラブ設置率は、35市町村中34市町村で97.2%と全国的にも高い数値であり、スポーツ環境が整いつつある。
一方、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成22(2010)年に実施した「新世紀やまがた課題調査」では35.5%であり、社会情勢や経済的な理由等により前計画の目標である50%までには到達しなかった。
今後、更なる地域スポーツの環境整備・推進のためには、総合型クラブが地域に定着し拠点となることが必要不可欠である。また、スポーツ実施率を向上させるためには、総合型クラブにおける加入者の年齢層の拡大と地域住民のニーズに応えることができる幅広いプログラムの展開、併せて行政・地域・スポーツ関係者による一体的な推進が必要である。
- ◆ 競技スポーツにおいては、平成14(2002)年以降のオリンピック競技大会では、本県からアテネオリンピックに7名、北京オリンピックに過去最多の9名が出場した。また、冬季バンクーバーオリンピックでは2名が出場し、冬季大会として本県初のメダリストが誕生するなどトップレベルでの活躍が見られた。さらに、スケート、フェンシング、カヌーをはじめ多くの競技において、国際大会への出場を果たしており、国際舞台で活躍できる選手が育ちつつある。しかしながら、近年、国民体育大会(以下「国体」という。)・全国高等学校総合体育大会(以下「インターハイ」という。)等においては、目標とした入賞数を安定的に確保できない状況にある。
今後、競技力の底上げを図るためには、選手や指導者の養成・確保及び施設の老朽化への対応等について、解決策を検討し実施していく必要がある。
- ◆ 学校における体育活動においては、各種講習会等による教員の指導力向上や、外部指導者活用の拡充等により体育授業や運動部活動の充実が図られた。その結果、子どもの過去10年の体力水準は向上傾向となった。一方で、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著となってきている。
このようなことから、学習指導要領の改訂の趣旨や内容の確実な定着を図るほか、地域のスポーツクラブ等と連携した体育授業等の充実に向けた方策の検討を進める必要がある。
- ◆ これまでは、上記の3つの柱について、それぞれ取り組んできたところであるが、今後は、スポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進していくことが重要である。
- ◆ これらの課題に対応するスポーツ推進策を効果的・効率的に実施するにあたっては、中・長期的な見通しに立って、計画的に取り組む必要がある。

次章では、基本目標の設定と考え方、また、平成25年度からの10年間を見通した基本方針を明らかにするとともに、第3章において、今後5年間(平成25~29年度)にどのように具体的な施策に取り組んでいくかを、客観的な到達目標を明らかにしつつ、現状と課題の分析や、それを踏まえ展開すべき施策を明示する。

第2章 基本目標の設定とスポーツ推進のための基本方針

1. 基本目標の設定と考え方

基本目標：山形の未来を拓くスポーツ文化の創造

～「スポーツを通じた豊かな生活の実現」を目指して～

前計画においては、「豊かなスポーツ文化の創造」を基本目標に、また、柱立て（目標）の一つに「みる・支える・交流するスポーツの支援」を掲げ、スポーツ振興を図ることにより多くの県民がスポーツのすばらしさを享受できるよう、そして山形県の地域社会が未来にわたって健全で活力ある姿で発展していくことを目指してきた。

本来、スポーツ関係者は、活動分野・種目の枠を越え、立場を離れてスポーツの価値や喜びを共有する関係で結ばれており、今後は、この関係をさらに緊密なものにし、互いに支えあい、スポーツを確かな「文化」として発展させていく責務を有していると言える。また、スポーツ活動において、支える側の主体と支えられる側の主体は表裏の関係にあり、互いに恩恵を与え、享受する関係にあると言える。

これらのことから、本計画では、これまでの「みる・支える・交流する」を「支えあう」というフレーズに収斂(*1)し、本県スポーツ界のキーワードとして掲げ、スポーツを推進していくものとする。そして、本県のスポーツ関係者一人ひとりが、「おたがいさま」「おかげさまで」という心をもって、「支えあうスポーツ」を大切にしていけることが、品格と知性を伴ったスポーツ文化の創造へつながるものとする。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われるとともに、国民生活にも未曾有の大きな被害をもたらしたが、被災県で開催が予定されていた競技大会の他県での受入れや、スポーツを通して培った責任感や寛容性、支えあいの精神を持った運動部員やスポーツ関係者による被災地でのボランティア活動等が行われ、こういう面においても「支えあう」ことの重要性が改めて認識されたところである。

自らが行う「する」スポーツの推進とともに、スポーツの観戦やスポーツボランティア・スポーツイベントへの参加等、「支えあう＝みる・支える・交流する」という多様なスポーツとの関わりも促進して、県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を創出し、充実した豊かな生活の実現を目指すものである。

スポーツが日常生活の中に組み込まれ、暮らしに溶け込み、スポーツのある暮らしを通じて、県民の一人ひとりが輝く明るく元気な山形を創り上げていきたいとの思いから、基本目標に「山形の未来を拓くスポーツ文化の創造」を掲げた。

2. 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

スポーツの果たす役割を踏まえ、スポーツを通じてすべての県民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、本計画においては、「年齢や性別、障がい等を問わず、広く県民が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本としつつ、次の5つの基本方針を立て、方針ごとにそれぞれの施策目標を設定し、スポーツの推進に取り組んでいくこととする。

その際、スポーツを実際に「する人」だけではなく、プロスポーツや地域のスポーツ大会の観戦等スポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「支える（育てる）人」にも着目し、県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えるものとする。

*1 収斂(しゅうれん)：一つにまとめること。

基本方針

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

県民の誰もが、心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。

② 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人間形成に積極的な影響を及ぼし、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会の充実を図る。

③ 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に貢献するため、県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。

④ 競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

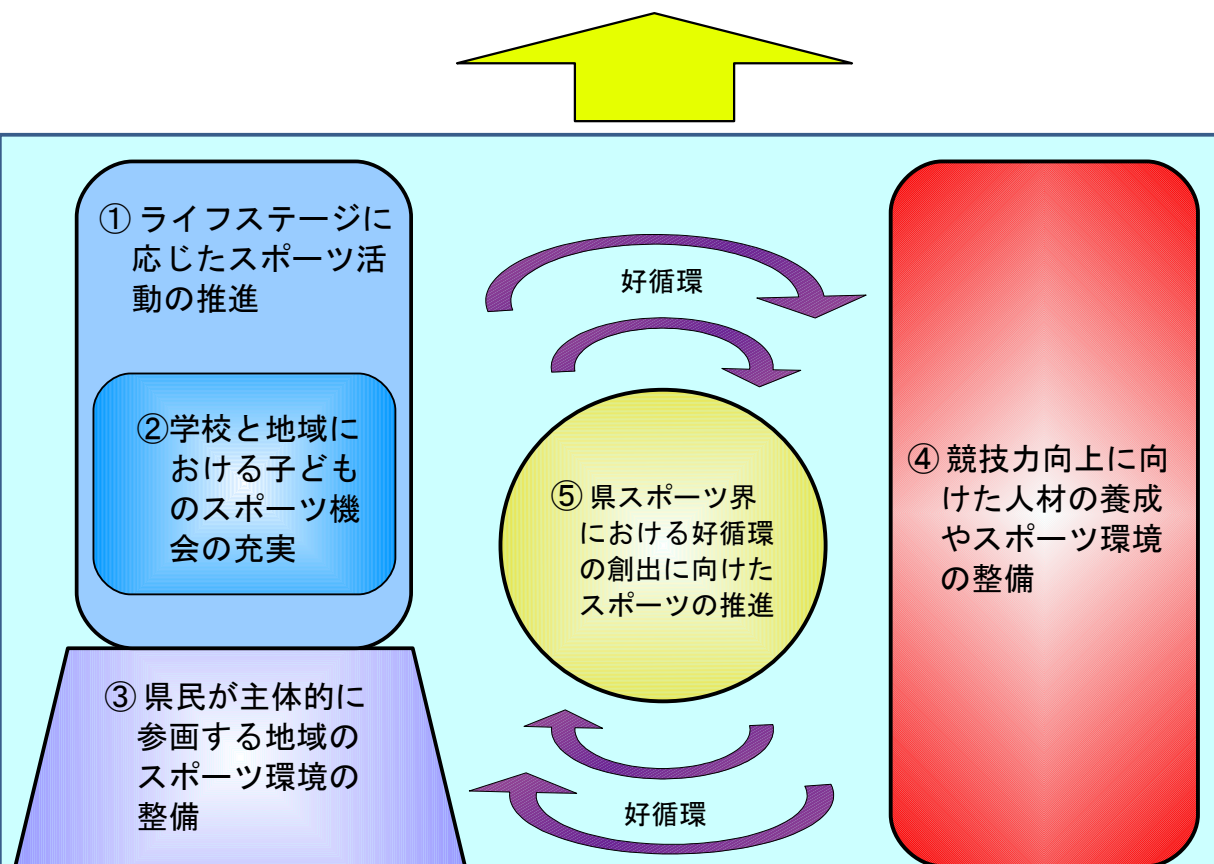
国民体育大会や国際大会等における本県選手の活躍が、県民に夢と感動を、地域に誇りと喜びを与え、県民のスポーツへの関心を高め、地域社会に活力を生み出し、本県経済の発展に広く寄与するため、競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う。

⑤ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出するため、「支えあう」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動等を総合的に推進する。

【山形県スポーツ推進計画のイメージ】

山形の未来を拓くスポーツ文化の創造



☆ 年齢や性別、障がい等を問わず、広く県民が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備

《 5つの基本方針を一体的に推進 》

- ◆ ①は、県民の全てを対象とした施策であり、②は、その中で、特に子どもに焦点を当てた施策である。
- ◆ ③は、①と②を進めるうえでの基盤となるものであり、これらに係る施策の一体的な推進を図るものである。
- ◆ ④は、競技力向上に重点を置いた施策である。
- ◆ ⑤は、本県スポーツ界が一体となった“支えあうスポーツの推進”を中心に、①～③と④との好循環の創出を図る施策である。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

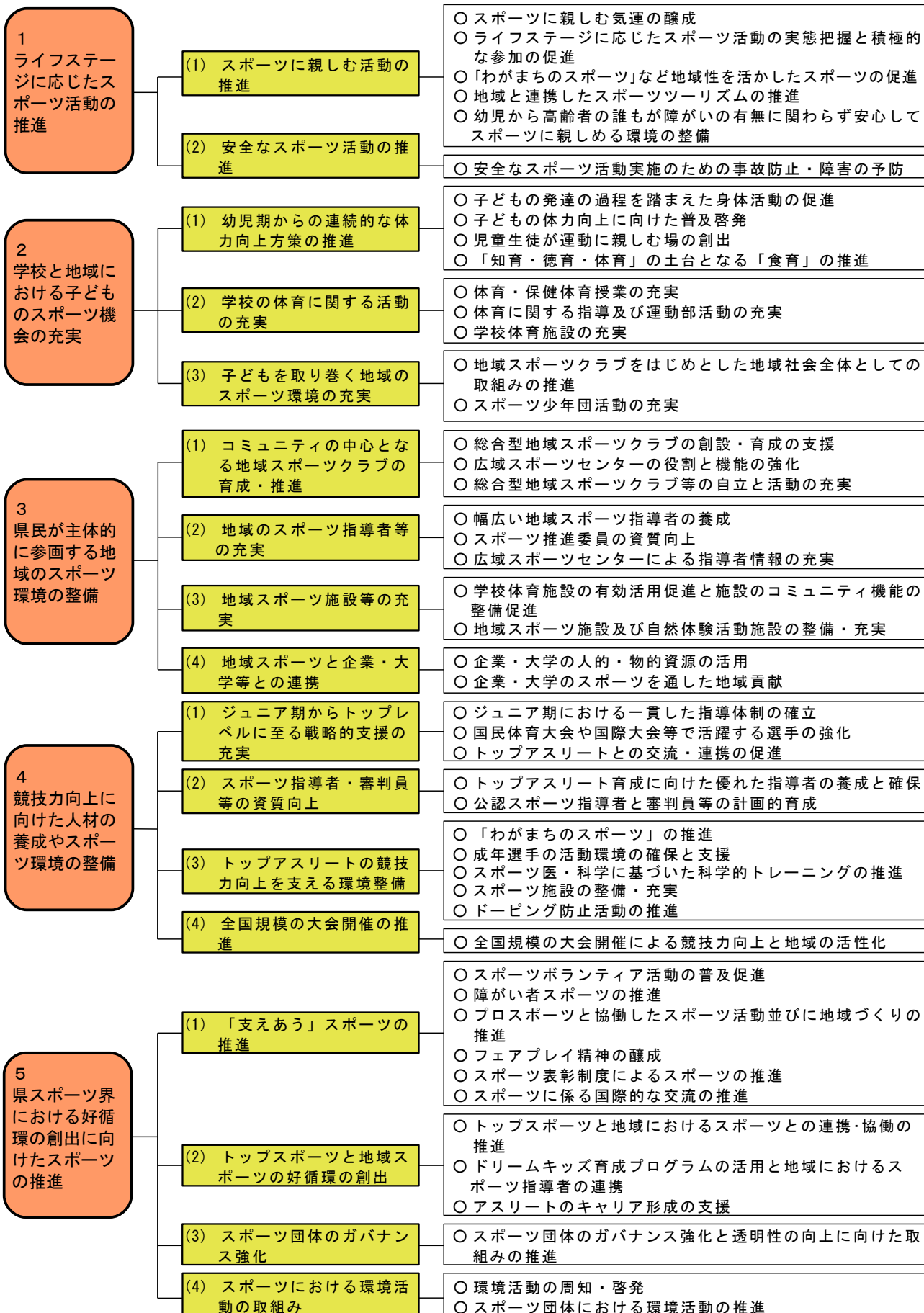
今後5年間に取り組むべき施策については後述するが、その体系は次のとおりである。

【スポーツ推進の体系】

《基本方針》

《施策展開の方向》

《主な施策》



1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

施策目標：

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、県民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備について、官民協働の取組みを推進する。

そうした取組みを通して、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を60%程度、週3回以上のスポーツ実施率を30%程度となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

県民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠である。このような観点から、県民の誰もが、興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しめる環境の整備を図る。その際、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組めるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をすることが必要である。

特に、本県の特徴でもある三世代同居率（全国1位）・共働き世帯率（全国2位）・高齢化率（全国5位）等に留意しながら、本県の持つ豊かな自然環境を活かすとともに、地域社会が有する助け合いの精神といった、これまで培ってきた家族や地域の絆を活かしたスポーツプログラムを開発し、そのプログラムを継続して実施できるよう普及・啓発を図る。

また、スポーツを行う際の安全性を確保するため、スポーツ医・科学を活用しつつ、スポーツによって生じる事故・障害等の防止や軽減を図る。

(1) スポーツに親しむ活動の推進

① 施策目標：

年齢、性別を問わず人々がスポーツを行うようにするとともに、既にスポーツを行っている人々についてはさらなる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ活動等を促進する環境を整備する。

② 現状と課題：

《成人のスポーツ実施状況》

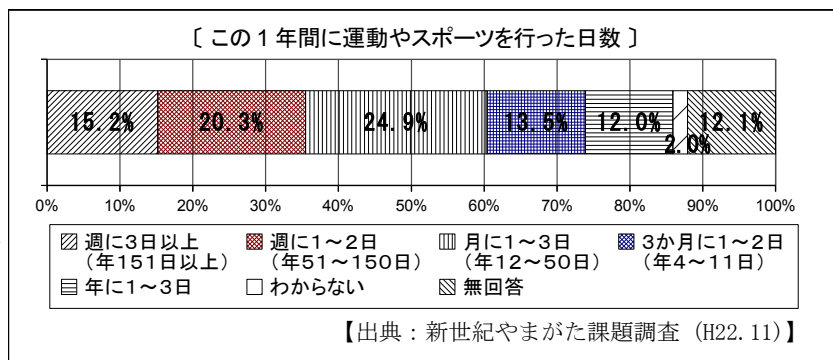
山形県の「新世紀やまがた課題調査」(平成22(2010)年11月)によると、この1年間に行った「運動」や「スポーツ」を尋ねたところ、「ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)」が38.1%と最も高い割合になっており、次いで「体操(ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、美容体操、縄跳びを含む)」、「軽い球技(キャッチボール、ピンポン、ドッジボール、バドミントン、テニスなど)」、「ボウリング」、「釣り」の順となっている。一方、「運動やスポーツはしなかった」と回答した人は、22.1%となっている。

〔この1年間に行った運動やスポーツ ベスト10〕	
(単位：%)	
1	ウォーキング 38.1
2	体操 19.6
3	軽い球技 16.1
4	ボウリング 12.9
5	釣り 12.4
6	スキー・スノーボード 9.7
7	室内運動器具使用 7.8
8	海水浴 7.0
9	ランニング 6.9
10	ゴルフ 6.9

調査対象：県内居住の満20歳以上の男女

【出典：新世紀やまがた課題調査(H22.11)】

また、この1年間に運動やスポーツを行ったと答えた人に、運動やスポーツを行った日数をたずねたところ、「月に1～3日(年12～50日)」が24.9%と最も高い割合となっており、次いで「週に1～2日(年51～150日)」、「週に3日以上(年151日以上)」の順となっている。



本県のスポーツ実施率を向上させるためには、「月に1～3日」の層を引き上げる必要がある。

年齢別に見ると、「週に3日以上(年151日以上)」との回答割合は、年齢層が高くなるにつれ、概ね高くなる傾向にある。また、「月に1～3日(年12～50日)」との回答割合は、「30～39歳」で36.6%と、他の年齢層と比べて最も高くなっている。

運動やスポーツを行わなかった理由として、「仕事(家事・育児・介護等含む)が忙しくて時間がないから」が48.9%と最も高い割合となっており、次いで、「機会がなかった」(25.8%)、「年をとったから」(16.0%)の順となっている。

また、20代から40代では「お金がかかるから」との回答割合が他の年齢層と比べて高くなっている。

このことから、各年齢層や性別等、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の実態を把握するとともに、本県の人口構造・家族形態、地域性を考慮したスポーツ文化の醸成を図り、地域内の様々な団体と連携したスポーツの推進を図る必要がある。

《障がい者のスポーツ環境》

スポーツ基本法において、スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められている。地域スポーツにおいては、障がい者のスポーツ活動に知見のあるスポーツ指導者の確保や障がい者に配慮した施設・設備の整備が課題となっている。

③ 今後の具体的施策展開：

(スポーツに親しむ気運の醸成)

◎ 県は、国が策定する各年齢層や性別等の運動量に関する指針を普及するとともに、県民が定期的に、そして身近にスポーツ活動ができるように、山形県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携して、「総合型クラブの日(仮称)」を月1回程度設定することを検討する。また、企業等においては、定時退社を奨励してスポーツに親しむ「スポーツふれあいデー(仮称)」を設けたり、社内報等でスポーツの重要性を広報するなど積極的な取組みが期待される。

◎ 県は、「県スポーツ・レクリエーション祭」の開催を支援することにより、スポーツ愛好者の増加と交流を促進する。



【県スポーツ・レクリエーション祭】

- 市町村においては、若者が身近にスポーツに親しむことができる交流の場を設定するなど、スポーツ活動に参加しやすい機会を設定することを期待する。
- 市町村においては、高齢者が無理なく日常的に取り組むことのできるスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、地域スポーツクラブ(※1)の指導者やスタッフとしての参画など、スポーツを通じた社会参加を促すことを期待する。
- ☆ 総合型クラブにおいては、スポーツプログラムだけでなく、フリーマーケットや食事等ができるスペースを開設するなど、総合的なプログラムを企画しスポーツに親しむ気運の醸成を図る。

- ☆ 地域スポーツクラブにおいては、スポーツ愛好者の増加が図られるよう、これまでの活動を一層充実し、会員を拡大していくことが期待される。



- ☆ 本県のプロスポーツチーム（モンテディオ山形、パイオニアレッドウィングス、東北楽天ゴールデンイーグルス）等においては、産学官民との連携をさらに強めつつ、広く県民に対しスポーツに親しむ機会の提供を期待する。

【モンテディオ山形 サッカー教室】

（ライフステージに応じたスポーツ活動の実態把握と積極的な参加の促進）

- ◎ 県は、各年齢層や性別等、ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究を定期的実施・検証したうえで、「県庁内連絡会議（仮称）」を設置し、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を促進する。
- 市町村においては、本県の特徴でもある三世帯同居率、共働き世帯率の高い状況を踏まえ、親と子、祖父母と孫が、ともに参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催等を通じた、スポーツ活動へのきっかけづくりの取組みを期待する。
- ☆ 総合型クラブにおいては、スポーツ実施率が低い世代や女性等の層を対象としたプログラムを開設し、スポーツ活動への参加の促進を期待する。

（「わがまちのスポーツ」など地域性を活かしたスポーツの促進）

- ◎◇ 県は、関係団体と連携し、本県の特徴である冬季スポーツやレクリエーション等、豊かな自然環境と地域性を活かしたスポーツを楽しむ機運を醸成するなど、一層の推進を図る。また、学校においては、自然とのかかわりの深いスキー、スケート等について、地域や学校の実態に応じて積極的に行うよう努める。
- ◎ 県は、雪国の地域性を活かしたシーズン区分による異なる種目での活動について、競技団体や関係団体との検討の場を設け、導入やその効果等について検討する。

- 市町村においては、べにばな国体を契機として地域に根ざした「わがまちのスポーツ」について、競技団体との連携を深めながら、子どもから大人までの各年代層で親しまれるよう、より一層の定着が図られることを期待する。

(地域と連携したスポーツツーリズムの推進)

- ◎ 県は、スポーツ・レクリエーション団体や総合型クラブ等が自ら核となり、地域内の様々な団体と連携して、スポーツと観光を融合させた「スポーツツーリズム(※2)」に取り組む団体に対して支援を行う。

(幼児から高齢者の誰もが障がいの有無に関わらず安心してスポーツに親しめる環境の整備)

- ◎ 県は、高齢者や障がい者の介助等に協力可能なボランティア団体と連携し、高齢者や障がい者が、スポーツ活動のできる環境づくりを推進する。
- 県・市町村は、公共スポーツ施設において、子どもや女性、高齢者、障がい者を含む全ての県民が楽しく安全にスポーツ活動ができるように、バリアフリー化や耐震化等の安全確保に努める。

(2) 安全なスポーツ活動の推進

① 施策目標：

安心してスポーツ活動を行えるよう、安全なスポーツ環境を整え、スポーツによって生じる事故・障害等の防止や軽減を図る。

② 現状と課題：

《スポーツ事故》

現在、スポーツ事故その他スポーツによって生じる障害等の全般的な状況を示すデータはないが、公益財団法人スポーツ安全協会山形支部の「スポーツ安全保険」の支払い状況を見ると、過去3年間で平均2,200件の傷害保険支払い実績があり、この他にも発生していることが推測される。これらのスポーツ事故・障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠である。

そのためには、スポーツ用具の安全性を確保することや、実技指導にあたるスポーツ指導者が、安全に関する知識・技術を習得して指導に活用することが重要である。しかし、現場のスポーツ指導者が、常に最新のスポーツ医・科学に基づく安全に関する知見を習得し続けることは容易ではない。

《AEDの設置》(※3)

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが重要である。

現在、様々な施設にAEDが設置され、市町村やスポーツ団体等によりAED設置状況の公開や、利用方法等の研修会が行われ、人名救助のために大きな力となっている。しかし、必ずしも全てのスポーツ施設にAEDが設置されているわけではなく、また施設利用側も十分意識していなかったり、自らAEDを携行したりすることが少ないという問題もある。

③ 今後の具体的施策展開：

(安全なスポーツ活動実施のための事故防止・障害の予防)

- ◎ 県は、スポーツ指導者やクラブマネージャー、スポーツイベントの主催者、ス

スポーツ施設の管理者等を対象として、県内のスポーツドクターを活用したスポーツ事故・障害等に関わる最新のスポーツ医・科学的な知見を学習するための研修会を実施する。

☆ 学校体育団体・スポーツ団体等においては、主催する大会等におけるAED設置や各チームのAED携行等を奨励する。

2. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

施策目標：

子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

取組みの結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60(1985)年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持されることを目標とする。

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものである。

子どもの体力については、本県が昭和54(1979)年度から毎年実施している「山形県体力・運動能力調査」(以下「本県調査」という。)によると、新体力テスト(※4)に移行した平成11(1999)年からは向上傾向が見られ、総合評価の推移を見ると、体力水準の高いグループが増加傾向にある。子どもの体力向上に関するこれまでの施策は、一定の成果を上げていると考えられるが、子どもの体力は昭和60(1985)年頃と比較すると、依然として低い状況にある。

また、近年、全国的な課題として、積極的にスポーツに取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められるが、本県においても同様の課題が見られることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等を引き続き図る必要がある。

このため、子どもが積極的にスポーツに取り組む態度を育成することを目指し、学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図る。

こうした取組みの結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60(1985)年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向を維持し、確実なものとする。

(1) 幼児期からの連続的な体力向上方策の推進

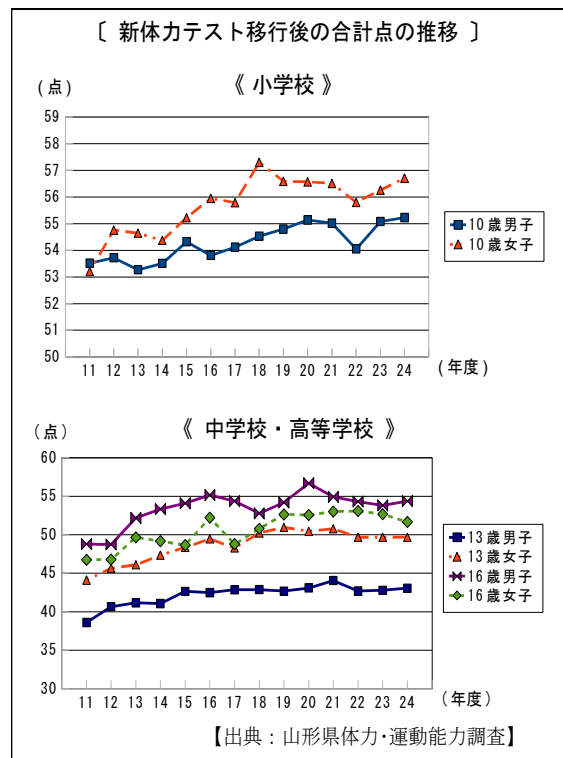
① 施策目標：

「本県調査」及び「全国体力・運動能力等調査」(以下「全国調査」という。)等による検証を行いつつ、子どもが積極的に運動遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図る。

② 現状と課題：

《子どもの体力・運動習慣》

子どもの体力は、本県調査によると、昭和50年代後半をピークに低下傾向が見られたが、新体力テストに移行した平成11(1999)年からは向上傾向が見られ、総合評価の推移を見ると、体力水準の高いグループが増加傾向にある。しかしながら、昭和60(1985)年頃と比較すると、依然として低い状況にある。



また、全国調査によると、本県においても積極的にスポーツに取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が認められることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等を学校だけでなく、家庭や地域が一体となってい、積極的にスポーツに取り組む態度を育成し、体力の向上を図ることは、引き続き大きな課題である。

さらに、本県調査によると、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化については、小学校の早い段階からその傾向が認められることなどから、幼児期からの積極的な取組みが重要となっている。

《食育の取組み》

なお、本県では朝食摂取を含めた食育の実践的な取組みを行っている。朝食の摂取と体力との関係は、本県調査によると、朝食を毎日食べる児童生徒は、食べない児童生徒より新体力テストの合計点が高い傾向にあり、今後とも朝食欠食率の低下改善等を含む食育の取組みを強化していく必要がある。さらに、食に関する指導に当たっては、関係する教科等の取組みを中心としつつ、地域や学校の実情に応じ、栄養教諭等の専門性を有する教職員及び地域の有識者等の協力を得ながら、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

③ 今後の具体的施策展開：

(子どもの発達の過程を踏まえた身体活動の促進)

◎ 県は、幼児期が様々な遊びを通して身体の諸機能の発達が促される時期であることから、幼児が自発的に楽しみながら、体を動かす遊びを中心とした身体活動を生活全体で確保することができるよう、保育環境の向上を図る。

◇ 幼稚園・保育所（園）においては、幼児が自発的に体を動かす運動的な遊びに取り組めるような、遊び場や運動場等の整備が促進されることが期待される。

(子どもの体力向上に向けた普及啓発)

◎ 県は、本県調査及び全国調査の分析に基づき、子どもの体力向上に効果的な「体力向上支援プログラム」を作成し、普及を図る。

◇ 各学校においては、児童生徒の実態に応じた体力向上の取組みを充実させるため、「新体力テスト」の実施に努める。

☆ 総合型クラブにおいては、子どもの体力向上に向けた保護者の理解促進が図られるよう、保護者が参加するプログラムを提供することが期待される。また、乳・幼児を育てながらでも参加できるよう、授乳室や託児室等が設置されたクラブ施設の整備が望まれる。

(児童生徒が運動に親しむ場の創出)

● 県・市町村は、関係機関と連携し、運動・スポーツへ苦手意識を持っている児童生徒や、運動部活動へ積極的に関わりを持たない生徒が、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」、総合型クラブ等において運動に親しむ場や機会を増やす取組みを支援する。

(「知育・徳育・体育」の土台となる「食育」の推進)

● 県・市町村は、児童生徒の健全な心身の成長を目指し、よりよい食習慣・食生活環境づくりを、家庭・地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体で推進

する。

(2) 学校の体育に関する活動の充実

① 施策目標：

教員の体育・スポーツにおける指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の授業の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図る。

② 現状と課題：

《学校における体育》

学校における体育に関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものである。

平成20(2008)年及び平成21(2009)年に改訂した学習指導要領においては、小学校から高等学校までを見通し、発達の段階のまとまりを踏まえた指導内容の系統化や明確化が図られた。しかし、教員の高齢化が進む中で、小学校においては、制度上教員が全教科を指導することとなっており、教員が体育の授業に不安を抱えたり、専門性を重視した指導が十分に実施されていない状況も見られる。中学校においては、武道等が必修化されたことに伴い、安全で円滑な指導を充実させるための取り組みが求められている。高等学校においては、将来にわたって継続的なスポーツライフを営むことができるようにする指導の充実が求められている。また、中学校及び高等学校においては、オリンピック等の国際競技大会の国際親善や世界平和に果たす大きな役割等のスポーツの意義について理解させることとしている。

指導体制の充実を図るためには、小学校では体育専科教員の配置、中学校・高等学校では専門性を有する地域のスポーツ指導者の導入を促進することが有効であるが、全体としてはその活用の実態は十分とは言えない状況にある。

《運動部活動》

運動部活動については、学習指導要領にも「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」旨記載されたところであるが、少子化に伴う運動部活動の所属生徒数の減少等により、団体競技においては活動に支障をきたしているものも見られる。また、顧問教員の負担を軽減するためのスポーツ指導者の導入・確保についても課題があり、その形態や運営について一層の工夫が求められている。

《安全面の配慮》

体育・保健体育の授業や運動部活動等、学校の体育に関する活動においては、重大な事故が報告される場合もあり、安全面での更なる配慮・工夫が求められている。

《学校体育施設》

学校体育施設にあっては、適正な授業や運動部活動を展開する基礎的な環境要件であり、児童生徒の活動の場とともに、地域住民へのスポーツ環境の提供という観点からも、用具・器具の整備等を含めた一層の充実を図る必要がある。

③ 今後の具体的施策展開

(体育・保健体育授業の充実)

◎ 県は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎を培う観点から、学習指導要領の指導内容の確実な定着を促進するため、研修会の開催や体育実技指導資料等の作成により、教員の指導力の向上を図る。

○ 市町村においては、中学校における武道等の必修化に伴い安全かつ効果的な指導のために、地域のスポーツ指導者の積極的な活用等による指導体制の充実や、施設・設備等の整備が図られることを期待する。

◇◎ 各学校においては、地域スポーツクラブや関係団体等と連携し、体育・保健体育の授業や体育的行事における指導者として、地域のスポーツ指導者やトップアスリートの経験を有する人材等の積極的な活用に努める。また、広域スポーツセンター(※5)においては、個々の総合型クラブと連携を図りながら、適切な人材派遣を可能にする体制整備を推進する。

(体育に関する指導及び運動部活動の充実)

◇ 各学校においては、学校行事や学年行事等に体育的活動を積極的に取り入れることにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育むことに努める。

◇ 各小中学校においては、これまで実践されてきた「1学校1取組み」(※6)を継続し、日常的な運動習慣づくりの取組みを奨励する。



【1学校1取組みでの運動】

◇☆ 各学校においては、少子化へ対応しながら運動部活動の充実を図るため、合同での活動、地域スポーツクラブとの積極的な協力による活動、シーズン区分による異なる種目での活動、外部指導者の活用等、実態に応じた柔軟な対応を積極的に取り入れることに努める。また、学校体育団体等においては、主催する大会等について、各学校の実態を踏まえた柔軟な運営方法を検討することが期待される。

◎ 県は、運動部活動指導者研修会等を開催し、顧問の指導力の向上を図るとともに、適切な指導の在り方等について徹底を図る。

◇ 各学校においては、「運動部活動運営委員会(仮称)」等を設置し、健全な運動部活動の在り方等について、組織的に検討することに努める。

◇ 各学校においては、長期的な視点に立ったアスリート育成の観点から、個々の児童生徒の特性や発達段階を踏まえながら、学業とスポーツ活動のバランスを図り、本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援に努める。

(学校体育施設の充実)

● 県・市町村は、耐震化の推進とグラウンドの芝生化推進のあり方を検討するなど、学校体育施設の充実を図る。

(安全なスポーツ活動実施のための事故防止・障害の予防)

◎ 県は、体育に関する活動での安全確保を図るため、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止や障害の予防・早期発見に関する知識について、教職員、指導者及び

生徒への普及啓発を図る。

(3) 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

① 施策目標：

地域社会全体が連携・協働して、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団活動等の地域のスポーツ環境の充実により、子どものスポーツ機会を向上させる。

② 現状と課題：

《スポーツ少年団》

スポーツ少年団は、「スポーツ活動を中心とした人間形成」を目的として、発育発達段階を考慮したスポーツ活動のほか、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動等を通して青少年の健全育成に寄与してきた。特に、本県においては、小学生のスポーツ少年団加入率は全国上位(平成23年度：28.3%、全国2位)に位置し、小学生を中心とした特徴あるスポーツ環境を形成しており、更なる充実が期待されている。

《地域スポーツクラブ》

一方、スポーツ少年団に加入していない子どもたちのスポーツ機会が十分に提供できているとは言えない状況である。

このような中、地域における子どものスポーツ機会の場として、地域スポーツクラブ等での活動が重要であると考えられるが、総合型クラブでは、スポーツ指導者の確保が十分にはできていないことや、スポーツ指導者の派遣等、学校における体育に関する活動との連携も不十分な状況である。

③ 今後の具体的施策展開

(地域スポーツクラブをはじめとした地域社会全体としての取組みの推進)

◎ 県は、子どものスポーツ活動が効果的・効率的に行われるよう、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校、学校体育団体、競技団体、障がい者スポーツ団体等が一堂に会する機会を設定する。

● 県・市町村は、地域における子どものスポーツ機会を充実させるため、総合型クラブやスポーツ少年団の活動を支援する。

(スポーツ少年団活動の充実)

◎ 県は、「山形県少年少女スポーツ交流大会」の開催を支援することにより、スポーツ少年団相互の友好と交流を促進する。

☆ スポーツ少年団においては、スポーツ活動を中心にしながら、野外活動、レクリエーション活動、文化活動、社会活動等、領域の広い工夫ある活動を通して、青少年の心身の健全育成に貢献することを期待する。また、広く地域に活動が理解されることにより、小学生の加入率の向上と中学生・高校生のリーダーとしての団活動の継続が望まれる。



【スポーツ少年団での活動】

☆◎ スポーツ少年団においては、スポーツとの出会いの場としての役割を果たし、

将来的な技能向上に結びつく基本的な技能習得や全体的な運動能力の発達を促しながら、無理なく段階を追って意欲や楽しさが増すような指導方法の一層の実践を期待する。また、県は、その具体的かつ適正なプログラムの例として「山形県スポーツタレント発掘事業」等での実践例を提供し、活用の促進を図る。

3. 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

施策目標：

県民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、市町村の実態に応じた総合型地域スポーツクラブの創設・育成や、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み、コミュニティ形成に大きく貢献するものである。

このような観点から、互いに顔の見える家族や社会とのつながりの中で住民同士が連携・協働して運営する総合型クラブをはじめとする地域スポーツクラブが、「新しい公共」(※7)の担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、さらなる育成とその活動の充実を図る。また、ライフステージに応じ、県民が安心して地域でのスポーツ活動に取り組めるよう、その基盤として、県民のニーズに応えつつ、スポーツ指導者やその活動の場となるスポーツ施設等の充実と有効活用を図る。

さらに、優れた技術・能力・施設を有する企業・大学を積極的に活用し、スポーツ界の横断的な連携を強化し、スポーツ界が一体となってスポーツ推進に取り組む体制の構築を図る。

地域のスポーツ環境を充実させるためには、県、市町村、学校、地域スポーツクラブ、大学、企業等が、スポーツ推進に関連し保有する様々な資源を最大限活用しつつ連携・協働して取り組んでいくことが重要である。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

① 施策目標：

総合型クラブを中心とする地域スポーツクラブが、スポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核となれるよう、市町村の人口規模や高齢化、過疎化等に留意しつつ、総合型クラブを育成することを目指す。さらに、総合型クラブがより自立的に運営できるようにするため、広域スポーツセンターの役割と機能を充実する。

② 現状と課題：

《総合型クラブの設立状況》

総合型クラブは、地域の人々に年齢、興味、関心、技術、技能レベルに応じた様々なスポーツ機会を提供することができる、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブである。

県においては、平成14(2002)年の総合型クラブ関連事業の開始から10年が経過し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」を合言葉に総合型クラブの創設や育成が全県的に進められ、35市町村中、34市町村に62クラブが設立または準備中となっている。クラブ設置率は97.2%であり、全国8位(平成24(2012)年8月現在)となっている。

平成14(2002)年策定の前計画では、県内の全市町村において少なくとも1つは総合型クラブを育成することを目指しているが、人口規模からみて、複数の総合型クラブを創設できる市町村でも1つのクラブが育成されているにとどまっている。

《総合型クラブの財政基盤》

総合型クラブの自主性・主体性を支える重要な要素である財源については、平成23(2011)年7月現在、自己財源率が50%以下のクラブが半数以上を占めており、

財政基盤の弱い総合型クラブが多い。

また、多様な財源の確保が期待できる法人格を取得した総合型クラブは10.7%、市町村から指定管理者として委託された総合型クラブは1.8%といずれもまだ少ない。これらのことから、総合型クラブにおける自己財源の確保に向けた取組みの充実が大きな課題となっている。

《総合型クラブの活動拠点》

総合型クラブの活動拠点施設の約90%が借用施設で、施設の自己所有率は10%弱、管理受託率は7%にとどまっている。また、活動拠点施設の約60%が公共施設となっていることから、総合型クラブの多くが、市町村の学校・公共施設に大きく依存していることがうかがえる。よって、既存団体との利用調整や学校の維持管理面から活動場所の確保が困難な場合も多く見られる。

《広域スポーツセンター》

県は、総合型クラブの創設や運営・活動を効率的に支援するための広域スポーツセンターを県内5ヶ所に設置した。その結果、県内のほとんどの市町村に総合型クラブが創設されるなど成果を上げている。また、市町村、総合型クラブのアンケート結果では、設立効果として、「世代間交流等の地域社会の活性化」「地域コミュニティの核」「学校スポーツや競技スポーツの基盤」等の成果が見られ、クラブが育成された意義は大きい。これらのことから、広域スポーツセンターの果たした役割は大きく、今後も継続して機能を強化する必要がある。

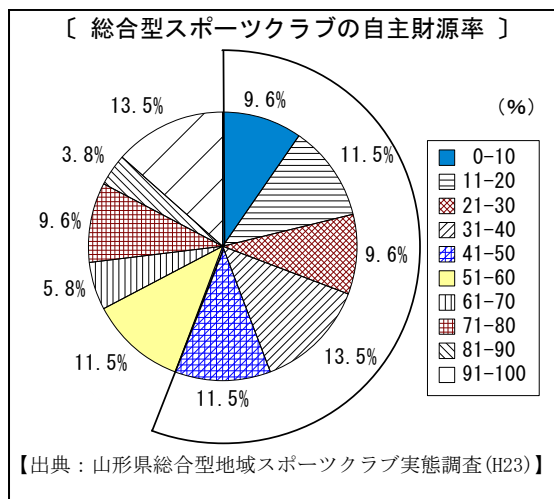
広域スポーツセンターの今後の課題として、「子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味、関心、技術レベルに応じて、いつまでも活動できる」「地域住民により自主的・自立的に運営され、かつ持続的に活動を続けられる」総合型クラブを目指した育成支援方策が挙げられる。今後は、総合型クラブの新たな課題に対応するため、より総合型クラブの育成にシフトした支援が必要になってきている。

また、総合型クラブをはじめとする地域スポーツクラブの組織運営が円滑かつ効率的に行われるためには、優れた組織運営能力を有する専門的な人材であるクラブマネージャーが不可欠であり、地域スポーツクラブ数の増加に見合った養成が急務である。

《地域スポーツクラブの充実》

平成22(2010)年度実施した「新世紀やまがた課題調査」の中で、スポーツの振興を図るために、県または市町村が今後力を入れるべき事項を尋ねたところ、「年齢層にあったスポーツの開発」が32.9%と最も高い割合となっており、次いで「地域クラブやサークルの育成」「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」の順となっている。

この結果から、多くの県民は、県や市町村に対して、年齢による生活の変化に対応したスポーツ活動を行える環境を整えることを期待していると考えられる。この期待に応えるためには、親しみやすいスポーツ環境の整備、すなわち総合型クラブをはじめとする地域スポーツクラブを一層充実させることが重要である。



③ 今後の具体的施策展開：

(総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援)

- 県・市町村は、住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備の観点から、総合型クラブが地域の「新しい公共」の担い手として重要な役割を果たしていけるよう、市町村の人口規模等の実態に応じたクラブ育成とその活動の支援に努める。



【総合型クラブでの活動】

- 市町村においては、コミュニティの核となりつつある総合型クラブが、安定かつ継続的に運営されるよう、総合型クラブに対して支援することを期待する。

(広域スポーツセンターの役割と機能の強化)

- ◎ 県は、広域スポーツセンターがスポーツ推進の中心的な役割を担う組織となるよう、5ヶ所の広域スポーツセンターの機能を強化する。また、総合型クラブの運営のノウハウ等を助言できる専門的な人材の配置を検討する。

(総合型地域スポーツクラブ等の自立と活動の充実)

- ◎ 県は、公益財団法人山形県体育協会(以下「県体育協会」という。)と連携し、県総合型クラブ連絡協議会、地区総合型クラブ協議会が、クラブ間の情報共有や課題解決ができる組織となるよう支援する。

- ◎ 県は、世代間又は地域間の交流や様々なスポーツ活動を実践する場として、県総合型クラブ連絡協議会が中心となって開催する「総合型地域スポーツクラブ交流祭(仮称)」を支援する。

- ◎ 県は、「新しい公共」として公益性の高い総合型クラブへの発展を図るためにNPO等の法人格の取得を促す。また、県民や企業から協力が得られるような認知度・透明度の高い総合型クラブを育成する。

- ◎ 県は、総合型クラブが安定した運営が図られるよう、運営者を対象としたマネージャー養成セミナー等を実施する。

- 県・市町村は、総合型クラブを育成するため、広報活動やイベント活動、認定NPO法人制度の積極的な活用、企業との連携等を支援する。また、総合型クラブの認知度を高めるために、マスメディアを積極的に活用することに努める。

- 市町村においては、地域住民がよりよく生きることを目的とした住民主体の総合型クラブの円滑な運営を支援し、地域住民の身近なスポーツ環境整備が期待される。また、地域スポーツクラブの多くが、学校体育施設・公共施設の利用に大きく依存していることから、円滑な施設利用が図られることを期待する。

- 市町村においては、単一種目スポーツクラブ(チーム)に対して、総合型クラブへの参画やスポーツクラブ交流への参加を促す。また、市町村は、総合型クラブへの展開を目指す地域スポーツクラブに対して総合的な支援に努めることを期待

する。

☆ 総合型クラブにおいては、民間商業スポーツクラブ所属の専門性の高い指導者を活用するなど、事業内容の充実を図ることを期待する。

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

① 施策目標：

地域住民やスポーツ団体等のニーズを踏まえつつ、スポーツ指導者等の養成を推進するとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図る。

② 現状と課題：

《スポーツ指導者》

スポーツ指導者は、スポーツを「支える(育てる)人」の重要な要素の一つであり、県体育協会や各競技団体、山形県レクリエーション協会をはじめ、多くのスポーツ団体においても養成や研修が行われている。しかし、地域の指導者の活動実態の状況把握が十分ではない。

さらに、資格を有するスポーツ指導者が活躍する場や機会が少ないことに加え、指導者の活動欲求と利用者の欲求が必ずしも一致しない状況が見られる。

《スポーツ推進委員》

スポーツ推進委員(※8)については、平成24(2012)年度には804名が市町村から委嘱されており、男女別では女性の割合が少ない。(平成24年度：男性70.4%、女性29.6%)また、その活動内容については、スポーツ基本法により、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加された。

現状では、実技指導や市町村が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務は概ね実施されているものの、総合型クラブの創設や運営への参画、スポーツ全般にわたるコーディネーター等の取組みは十分でない面も見られる。したがって、スポーツ推進委員においては、今後スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整等、新たな役割に対応することが課題となっている。

③ 今後の具体的施策展開：

(幅広い地域スポーツ指導者の養成)

- 県・市町村は、地域スポーツの推進のために、スポーツ団体・レクリエーション団体と連携して講習会等を開催し、資質の高い指導者の養成に努める。

(スポーツ推進委員の資質向上)

- 市町村においては、スポーツ推進委員について、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割を担える熱意と能力のある人材の発掘を期待する。また、県・市町村は、連携してその養成に努める。



【スポーツ推進委員の実技研修会】

(広域スポーツセンターによる指導者情報の充実)

- ◎ 県は、スポーツ指導者情報システム(※9)に身近な人材を活用した視点を加え、県内5ヶ所にある広域スポーツセンターの機能を最大限活用し、地域住民のニーズに対応できるようきめ細やかな情報提供に努める。

(3) 地域スポーツ施設等の充実

① 施策目標：

地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設等の有効活用や地域のスポーツ施設の充実を図る。

② 現状と課題：

《学校体育施設》

地域におけるスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、近年、減少傾向にある。特に、小学校の施設数が減少した背景には、少子化に伴う学校の統廃合等が影響していると考えられる。

「学校体育施設」の開放事業については、生涯スポーツ推進施策の一つであるスポーツ環境の整備として、「地域スポーツ活動の場の確保」及び「コミュニティの再生」を目的に、学校教育活動に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動のために実施している。しかし、地域住民のニーズに十分に対応しきれていないという指摘もある。

このため、学校体育施設は、学校が地域住民へ場を提供する「開放型」から「共同利用型」への移行(※10)を一層促進し、設置者、学校、地域社会が施設管理の責任・負担や地域住民の利用に係る調整等を協働して担うことで、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図っていくことが課題となっている。

また、公共施設等を利用する地域スポーツクラブが多いことから、定期的な活動が十分にできないなど、施設の有効活用の面で課題となっている。

《スポーツ施設》

スポーツ施設の整備では、施設利用者の安全確保のため、耐震化を早急に進める必要がある。また、今後障がい者がより身近な地域のスポーツ施設においてスポーツに親しむことができるよう、障がい者に配慮した施設・設備の整備も課題となっている。

③ 今後の具体的施策展開：

(学校体育施設の有効活用と施設のコミュニティ機能の整備促進)

● 県・市町村は、学校体育施設を建設・補修する場合、総合型クラブ等の地域スポーツクラブが利用しやすい公共の施設づくりに努める。

● 県・市町村は、学校体育施設を積極的に開放し、学校が地域住民へ場を提供する「開放型」から、学校・地域社会が利用に係る調整等を協働して行う「共同利用型」への移行に努める。

○ 市町村においては、学校体育施設や公共スポーツ施設等について、「新しい公共」を担う地域コミュニティの核となる機能の充実・強化を図り、地域住民の交流の場となるよう、事務局、談話室等を備えたクラブハウスの整備を推進することが期待される。

(地域スポーツ施設及び自然体験活動施設の整備・充実)

○ 市町村においては、地域住民が楽しく安全にスポーツを親しめる環境を作り出すため、民間の助成金等を活用するなど、公共スポーツ施設等の整備・充実が期待される。

○ 市町村においては、公共の施設について、施設の有効活用が図られ、「新しい

公共」の発展につながるよう、総合型クラブ等の団体が管理運営を担える状況を作り出すなど、指定管理者制度の積極的な活用が期待される。

- 県・市町村においては、キャンプ活動等の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設等の充実に努める。

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

① 施策目標：

企業や大学に蓄積された人材やスポーツ施設、スポーツ医・科学の研究成果等を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。

② 現状と課題：

企業のスポーツチームは、優れたアスリートやスポーツ指導者等が在籍するほか、スポーツ施設を保有し、大学においては、スポーツに関する研究者が在籍している。こうした人的・物的資源を地域に提供することにより、地域に根ざした活動に結びつける取組みも行われている。

今後、県や市町村においては、こうした地元企業、大学と連携・協働しながら地域の活性化に積極的に活用していくことが重要である。

企業・大学が保有するスポーツ施設を地域に提供する取組みも一部で着手されており、地域のスポーツ環境を充実させるためには、こうした地域貢献活動が一層広く行われるようにすることも課題である。

③ 今後の具体的施策展開：

(企業・大学の人的・物的資源の活用)

◎ 県は、地域スポーツにおける優れた人材を確保するため、企業や大学の公開講座や講習会等の開催を促進し、地域スポーツクラブ・企業・大学との連携・協働を推進する。

◇ 企業・大学においては、企業・大学の優れた人材を活用できるようなネットワークを構築し、地域スポーツへの指導者の派遣・医科学情報の提供が期待される。

◇ 企業・大学においては、企業・大学が有する体育・スポーツ施設を活用して、人的・物的資源を地域に提供することが期待される。

(企業・大学のスポーツを通じた地域貢献)

◎ 県は、地元企業や大学が中心となり、小学校・中学校・高等学校・大学・企業が連携した指導の優れた事例を収集・提供し、県内の多くの企業・大学への啓発を図る。

◇ 大学においては、学生のスポーツ活動やスポーツボランティア活動を促進し、地域貢献活動を実施することが期待される。

4. 競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

施策目標：

競技力の向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材の養成システムの構築やスポーツ環境の整備を図る。

そうした取組みを通して、各種全国大会での入賞者数を増やし、国体では天皇杯順位の全国20位台を目標とする。また、オリンピックをはじめとする国際大会で活躍する選手を数多く育成することを目標とする。

本県の選手が全国や世界の檜舞台で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与え、自信と誇り、郷土愛を育み、活力ある県勢発展に大きく寄与するものである。

このため、優れた素質を持つジュニア期の選手を早期に発掘し、組織的・計画的にトップレベルの選手に育成する一貫した指導体制を確立するとともに、競技力向上を図るため、次代を担う新たな指導者を計画的に養成・確保するなど、人材の養成を図ることが必要である。

このようなことから、中期的には平成29(2017)年開催のインターハイを大きな強化目標に位置づけ、これを契機に国体や各種全国大会に向けた年次的な強化策を展開し、総合的かつ安定的な強化基盤を確立していくとともに、長期的にはオリンピックや国際大会で活躍する選手を育成する。

また、本県において全国規模の大会を開催し、日本のトップアスリートのプレイを身近に観戦することは、県民に大きな夢と感動をもたらす、ひいては県民自らがスポーツに取り組む意欲を高め、競技人口の拡大と競技力向上を図るうえでも有意義なことである。さらには、全国大会の開催や運営等を通して、県民のスポーツに対する関心が高まり、スポーツの推進に寄与するとともに、地域の活性化につなげることを目指す。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実

① 施策目標：

全国や世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化する。

② 現状と課題：

《トップレベルでの活躍》

本県では、これまで「感動と活力を生み出す力強いスポーツ山形」の実現を目指して、全国トップレベルで活躍する選手・チームを育成・強化し、各種全国大会での活躍に向けた競技力向上の取組みを行ってきた。この結果、オリンピック競技大会においては、北京オリンピック(2008年)に本県から過去最多の9名が出場し、2名が出場した冬季バンクーバーオリンピック(2010年)では、冬季大会初のメダリストが誕生した。また、パラリンピックでも冬季トリノ大会(2006年)、冬季バンクーバー大会(2010年)において2大会連続となるメダリストを輩出し、さらに、2012年に行われた世界剣道選手権大会では、個人・団体ともに優勝する選手も生まれた。

べにばな国体開催を契機に強化されたカヌー・スケート・フェンシング競技等については、各種全国大会においてトップレベルで活躍し、オリンピックをはじめ国際大会に出場する選手も育っており、サッカーの「モンテディオ山形」、バレー

ボールの「パイオニアレッドウイングス」、バスケットボールの「山形銀行ライヤーズ」等とともに、本県スポーツの牽引役を果たしている。

《国体等における競技成績》

しかしながら、全国20位台を目標としてきた国体については、第66回国体(2011年)で全国42位と大きく順位を下げる結果となり、第67回国体(2012年)では28位と目標を達成することができたものの競技力は安定していない。また、この10年間のインターハイや全国中学校体育大会での入賞数、高校野球における甲子園大会の結果についても同様の傾向が見られる。

これらのことは、少子化による競技者数の減少や種目ごとの競技者数の偏り、本県が得意としてきた競技の競技人口が激減していることなどが主な要因に挙げられる。

今後は、これらの課題を解決しながら、安定した競技力を確保するための確かな力をつけることが求められる。

《競技力向上の強化策》

これらのことから、関係団体の代表で構成する強化推進のための検討組織を設置し、ジュニア期(小学校・中学校・高等学校)における一貫指導体制の基本方針を検討するとともに、得意競技の育成と拡大を図るため、これまで本県のお家芸としてきた競技の再構築や新たな得意競技育成を図るなど、競技力向上に向けた強化策を講じていく必要がある。

また、オリンピックや国際大会等のトップレベルで活躍するアスリートの輩出を目指した「山形県スポーツタレント発掘事業」が平成21年度より展開されており、ジュニアアスリートの発掘・育成のシステムから生まれた「YAMAGATAドリームキッズ」や中学校で育ったジュニアアスリートが、トップアスリートとして活躍するための競技力向上の基盤と環境整備を図る必要がある。

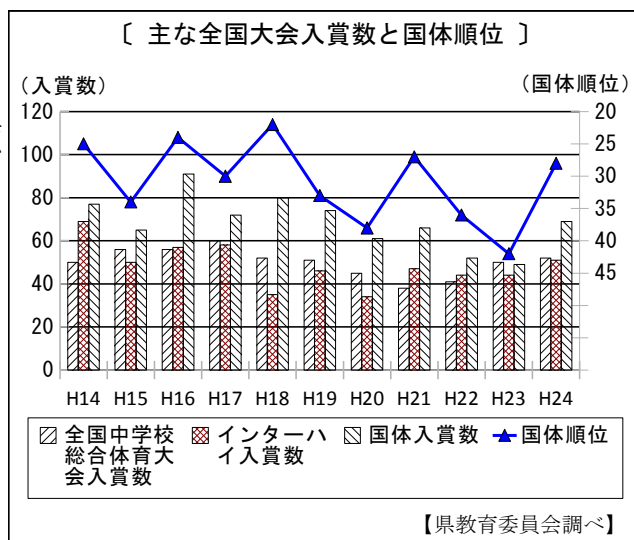
③ 今後の具体的施策展開：

(ジュニア期における一貫した指導体制の確立)

◎ 県は、平成29(2017)年開催のインターハイ(山形・宮城・福島の3県開催)を強化目標に位置づけ、山形県競技スポーツ強化戦略会議のもと、県中学校体育連盟・県高等学校体育連盟・県体育協会等とともに「強化推進プロジェクト会議(仮称)」を設置し、ジュニア期における一貫指導体制の基本方針など、具体的な強化策について検討し、競技力向上の基盤強化を図る。

●☆ 県・市町村及び学校体育団体・県体育協会は、ジュニア期における競技力向上を図るため、競技団体や総合型クラブ等が策定する一貫指導プログラムを普及・実践するための支援を行うとともに、山形県スポーツタレント発掘事業との関連を図りながら、ジュニアアスリートの発掘・育成システムを構築する。

☆ 競技団体・総合型クラブは、学校体育団体等との連携を図り、ジュニア期にお



※カヌーは、平成18年から正式種目になったため、平成14年度の入賞数は、全国高校選手権の入賞数を加えた数

ける多様な競技種目の選択に応じて、小学校・中学校・高等学校それぞれのステージにおいて競技が可能となる一貫指導体制の整備に努める。特に、中学校から高等学校、高等学校から大学等へと移行する期間での活動中断を防ぐための方策を講じるなど、継続した強化を図る。

(国民体育大会や国際大会等で活躍する選手の強化)

◎☆ 県及び県体育協会は、総合的な競技力の指標である国体において全国20位台を確保するため、競技団体が行う各種強化事業の重点強化を図り、競技力の向上に努める。また、県民に関心の高い高校野球や駅伝競走等の強化や得意競技の育成と拡大を図るための強化策を講じる。

◎ 県は、「山形県スポーツタレント発掘事業」により優れた資質を有する子どもを「YAMAGATAドリームキッズ」として組織的に発掘し、競技団体や総合型クラブと連携を図りながら、一貫した指導体制に基づく育成・強化プログラムの実施により、本県の競技力水準を中・長期的に向上させ、世界に羽ばたくアスリートを育成する。



【ドリームキッズのサマーキャンプ】

(トップアスリートとの交流・連携の促進)

●☆ 県・市町村及び県体育協会は、県企業スポーツ振興協議会と連携し、モンテディオ山形やパイオニアレッドウイングス、東北楽天ゴールデンイーグルス、山形銀行ライヤーズ等の地域のプロスポーツや企業スポーツとの交流・連携により、競技力の向上を図る。

● 県・上山市は、競技力の向上を図るため、蔵王坊平アスリートヴィレッジを利用する国内外のトップアスリートの高度な技術や練習法に触れる機会を設けるよう努める。

☆ プロスポーツや企業スポーツ等においては、県内のスポーツ少年団や中学校体育連盟連・高等学校体育連盟等との連携を図りながら、有望選手の発掘・育成を組織的・継続的に推進し、トップチームで活躍できる選手が数多く輩出されることを期待する。

(2) スポーツ指導者・審判員等の資質向上

① 施策目標：

トップアスリートを育成できる高度な専門的能力を有する指導者と各競技団体における質の高い審判員等を養成・確保する。

② 現状と課題：

《スポーツ指導者》

スポーツ指導者については、これまで県体育協会及び県内競技団体や中央競技団体が開催する研修会へ参加することで指導者の養成と資質の向上を図ってきた。しかし、これまで本県の競技力を支えてきた指導者は徐々に高齢化し、さらに、世代交代がスムーズに進んでいないのが現状である。また、国内における競技水準が

年々向上しており、全国を勝ち抜くための高度な専門的知識と高い指導力を持つ指導者の養成・確保が求められ、特に、次代を担う若手指導者の資質向上を図ることが喫緊の課題となっている。

《公認資格》

国体は、「より競技性の高い国内トップレベルの大会」として位置づけられ、第68回国体(2013年)からは、国体監督に対して、日本体育協会公認スポーツ指導者資格が義務付けられた。このことから、本県競技団体においては、公認資格を取得した指導者を計画的に養成・確保することが必要となった。

③ 今後の具体的施策展開：

(トップアスリート育成に向けた優れた指導者の養成と確保)

◎ 県は、競技団体等が若手指導者を全国トップレベルのチームや指導者のもとへ派遣し、技術・戦術・戦略等、指導方法について研修することを支援する。

●☆ 県・市町村及び県体育協会等は、優れた実績や技能を持つアスリートを、学校の運動部活動や各競技団体等における中核的な指導者として確保するように努める。



● 県・市町村は、JETプログラム(※11)等の国際交流制度を活用して国際級の指導力を持つ人材を招聘し、運動部活動の指導の充実や競技力の向上を図る。

【JETプログラムを活用したSEAによる指導】

(公認スポーツ指導者と審判員等の計画的育成)

☆ 県体育協会は、指導者の資質向上を図るため、県スポーツ指導者協議会等スポーツ団体との連携を図り、研修会を開催するなど各種公認スポーツ指導者・審判員等の計画的な養成に努める。

◎ 県は、山形県スポーツタレント発掘事業等で中央競技団体の指導者を招聘し、県内指導者が先進的な指導方法を学び、指導力向上を図ることができるよう、競技団体や学校体育団体、総合型クラブ等に対して積極的な情報提供に努める。

(3) トップアスリートの競技力向上を支える環境整備

① 施策目標：

トップアスリートが全国や世界で活躍できるよう、スポーツ医・科学的サポートを充実させるとともに競技団体や関係機関との密接な連携を図り、トップアスリートの活動を支える環境づくりを推進する。

② 現状と課題：

《わがまちのスポーツ》

本県では、地域と競技団体との密接な連携により、「わがまちのスポーツ」として地域に根ざした競技が、国体等の各種全国大会で優秀な成績を収め、本県の競技スポーツを牽引している。特に、カヌーやフェンシング、冬季競技のスキー、スケート等がこの代表的な競技であり、本県の得意競技として育ち、それぞれの競技

でオリンピックをはじめ国際大会で活躍する選手も誕生した。これらに続く競技をさらに育成・拡大し、トップアスリートの競技力向上を図るためには、市町村や競技団体、関係機関等が更なる連携を図り、活動を支えるスポーツ環境を整備することが必要である。

《スポーツ医・科学》

また、競技力向上を図るには、従来の経験や実践練習に加えて、科学的トレーニングやコンディショニング指導の必要性が大きくなっている。さらに、近年は大会や合宿等の実践現場において、健康・コンディショニングの管理、ドーピング防止の指導等、医・科学分野の重要性も高まっている。

このことから、本県においては、東北唯一のナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)高地トレーニング強化拠点施設である蔵王坊平アスリートヴィレッジの活用と、トップアスリートのサポート体制を構築する必要がある。

《スポーツ施設》

スポーツ施設については、施設の老朽化や東日本大震災による破損、規格変更等に伴い、整備が必要とされる施設が見受けられる。このため、関係自治体や競技団体と協議し、施設の設置者が主体的に整備を進めることを基本としながら、整備の在り方について検討していくことが必要である。

③ 今後の具体的施策展開：

(「わがまちのスポーツ」の推進)

- 市町村においては、地域の特性を活かしたスポーツを「わがまちのスポーツ」と位置づけ、競技団体との連携をより強めながら普及発展に努めるとともに、数多くのトップアスリートを輩出するよう一層の育成強化を期待する。

(成年選手の活動環境の確保と支援)

- ◎ 県は、成年選手が本県で競技を継続するため、山形県企業スポーツ振興協会との連携を一層強めるなど、活動環境の確保と県民がトップアスリートを応援していく気運の醸成を図る。

(スポーツ医・科学に基づいた科学的トレーニングの推進)

- 県・上山市は、蔵王坊平アスリートヴィレッジについて、競技団体等へのPRを充実させ、施設の活用を促進する。また、国立スポーツ科学センター(以下「JISS」という。)等との連携により、アスリートの体力やスポーツ医・科学に関する情報を収集し、科学的トレーニングはもとより、戦術・戦略等の最先端の情報を活用した強化に努める。なお、NTC競技別強化拠点施設は、オリンピック開催年度に指定の見直しが行われることから、指定の継続が図られるよう努める。
- ◎☆ 県及び県体育協会は、スポーツトレーナー養成の研修会等により、スポーツ医・科学に基づいたトレーニングの実践やスポーツトレーナーに関する基礎知識の習得を図り、スポーツトレーナーの養成に努める。
- ◎☆ 県及び県体育協会は、日本スポーツ振興センター・日本オリンピック委員会・JISS・NTC・大学等関係機関との連携を図り、情報のネットワークを構築するとともに、蓄積されたトレーニング方法やスポーツ医・科学の最先端の情報を活用し、本県競技力の向上や山形県スポーツタレント発掘事業に向けた取組みを推進する。

(スポーツ施設の整備・充実)

- 県・市町村は、トレーニングや競技会の会場となるスポーツ施設について、整備・改修が必要な場合は、その設置者が、各種助成制度等を活用して整備を進める。ただし、県は、市町村が設置したスポーツ施設のうち、県内の設置数が1程度であり、競技会に供する施設については、施設の特異性を踏まえ支援について検討する。

(ドーピング防止活動の推進)

- ☆ 県体育協会は、県薬剤師会と連携を図り、日本アンチドーピング機構（以下「JADA」という。）公認のスポーツファーマシスト(※12)を計画的に育成していくとともに、「ドーピング防止ホットライン(※13)」の活用等によって情報を入手しやすい環境をつくるなど、トップアスリートに対するドーピング防止活動を推進する。

(4) 全国規模の大会開催の推進

① 施策目標：

インターハイをはじめとする全国的な大会を計画的に開催し、競技水準の更なる向上に取り組むとともに開催地域の活性化を推進する。

② 現状と課題：

本県では、平成 25(2013)年度開催の国体冬季大会スキー競技会(やまがた樹氷国体)をはじめ、5年連続の全国大会の開催が決定しており、平成 29(2017)年には、インターハイを開催することになっている。また、蔵王温泉スキー場においては、国際大会である「国際蔵王ジャンプ大会」が毎年開催されている。このような全国規模の大会開催の機会を捉え、大会の準備や競技運営等を通して地域の活性化を図り、競技力向上のための選手強化や高い資質を持つ優れた審判員の育成等、競技団体の組織力を充実させていかなければならない。

このことから全国規模の大会開催を契機として、各競技団体や地域における人材の育成やスポーツ環境の整備を図ることが必要である。

③ 今後の具体的施策展開：

(全国規模の大会開催による競技力向上と地域の活性化)

- ☆ 県・市町村及び学校体育団体・競技団体等は、全国規模の大会を計画的に開催し、競技力向上のみならず広く県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興や地域の活性化を図るとともに、スポーツボランティアの育成を推進する。



【国体で活躍する県選手】

また、競技団体と連携して、平成 29(2017)年開催のインターハイに向けた5か年計画を策定し、運営と強化にわたる組織づくりを推進する。

平成 25 年度	国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催 全国身体障害者スキー大会の開催
平成 26 年度	全国高等学校総合体育大会(スピードスケート競技)の開催
平成 27 年度	全国中学校体育大会(ソフトテニス競技)の開催
平成 28 年度	全国中学校スキー競技大会の開催
平成 29 年度	全国高等学校総合体育大会の開催

5. 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

施策目標：

県スポーツ界における好循環の創出を目指し、「支えあう」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動などを総合的に推進する。

前計画は平成14年に策定されたが、その後の社会やスポーツ環境の変化について、平成22年に山形県スポーツ振興審議会において新たな課題変化に対応するため「『支えあうスポーツの推進』及び『スポーツにおける環境活動の取組み』について」を取りまとめ、次期計画策定のベースに資するよう提言している。

体育協会や競技団体等が支えているトップアスリートは、スポーツマンシップの精神を高揚させ、また地域のスポーツ少年等の育成指導の主体であり、地域のスポーツ振興を支えている。また、スポーツ少年団は地域の子どもたちにスポーツの機会を提供し、健全育成を支え、その子ども達は次代の山形のスポーツを力強く支えていく。さらに、県民に支えられるプロスポーツは、県民に感動と夢を与え、集客や交流により地域経済を支える主体でもある。このように、スポーツにおいて、支える側の主体と支えられる側の主体は表裏の関係にあり、本来的に互いに恩恵を与える関係にある。

スポーツの活動は、「支える」と「支えられる」に仕切られるものではないことから、今後は、「支えあう」という認識に立ちスポーツの推進を図っていく。

全国大会で活躍するトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育に関する活動等地域におけるスポーツの中で生まれ、スポーツ団体と連携して長時間にわたるたゆまぬ努力により、その才能を開花させたものである。

また、トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、本県スポーツ界の競技力向上と裾野の拡大につながるとともに、新たな次世代アスリートの発掘・育成等、本県スポーツ界全体の活性化につながるものである。

このような「スポーツ界における好循環の創出」に向け、地域スポーツの推進や次世代アスリートの育成のために、これまで培ってきたドリムキッズ育成プログラムを活用して、本県の新たなスポーツ推進システムを構築する必要がある。また、その実現のためには、県、市町村、各競技団体等の本県スポーツ関係者が一丸となって取組みを推進する必要がある。その際、スポーツに関する人材及び施設を有する企業や団体・大学等は、地域スポーツの担い手として、このような好循環の創出を図るうえで重要な役割を果たすことから、地域スポーツと企業・大学等との連携・協働も推進していく。

また、スポーツ関係者においても、地球環境にかかる負担を少しでも軽減することに努め、将来のスポーツ愛好者に負の遺産を残すことを避けるとともに、環境改善に資する活動への取組みが望まれる。

「おたがいさま」「おかげさまで」「もったいない」という心をもって、「支えあうスポーツ」「スポーツにおける好循環システムの構築」「スポーツにおけるエコ活動」などを総合的に推進し、未来につながるスポーツ環境の実現を目指していくものとする。

(1) 「支えあう」スポーツの推進

① 施策目標：

「みる・支える・交流する」を「支えあう」というフレーズに収斂し、本県スポーツ界のキーワードとして掲げ、スポーツ界が一体となって「支えあう」、さらにはプロスポーツと産学官民が協働してのスポーツ活動の推進を図る。

② 現状と課題：

《スポーツボランティア》

市町村主催のマラソン大会、モンテディオ山形のホームゲーム大会をはじめ各種スポーツ大会の運営において、スポーツボランティアの重要性が認識され、近年積極的に活用されている。今後のスポーツ活動の推進のためには、スポーツボランティアの普及が課題となっている。

《障がい者スポーツ》

障がい者スポーツの各種団体については、アスリートの発掘・育成のために必要なスポーツ指導者等の確保について今後取り組んでいく必要がある。

《プロスポーツ》

本県におけるプロスポーツ(モンテディオ山形、パイオニアレッドウィングス、東北楽天ゴールデンイーグルス)の存在は、大きな集客力を有し、熱気を生み出し、地域を元気にする素晴らしい力がある。今後、この力をスポーツ活動の推進や地域の活性化に活用していく必要がある。

《スポーツにおける国際交流》

国際交流の面では、県においては米国のコロラド州、中国の黒龍江省、インドネシアのパプア州の3つの州・省と、市町村においては31都市との姉妹・友好交流を行っているものの、スポーツにおける交流が不足している状況であり、今後は、スポーツ交流の充実を図る必要がある。

《スポーツ褒賞制度》

現在行われているスポーツ賞の授賞については、受賞者の技術力向上の意欲を高めるとともに、県民のスポーツへの興味・関心の高まりにつながることから、継続的な取り組みが必要である。

③ 今後の具体的施策展開：

(スポーツボランティア活動の普及促進)

- 県・市町村においては、スポーツイベント等の機会を通して、スポーツボランティア活動を普及させ、スポーツに対する県民の関心を高めることに努める。

(障がい者スポーツの推進)

- ◎ 県は、特別支援学校や関係団体等と連携し、障がいの有無に関らず、ともに体を動かす喜びを味わう活動が展開できるような、学校におけるスポーツ・体育授業の在り方について検討する。



【スポーツイベントでのボランティア活動】

- ◎ 県は、関係機関と連携し、県民スポーツフェスティバル(少年少女交流大会)において、障がいのある子どもたちの参加を促進するなど、障がい者スポーツに対する県民の理解をさらに深めるため、障がい者と健常者の交流等を推進する。

◎ 県は、スポーツ関係団体の相互連携を支援し、指導者の確保等を通じて障がい者スポーツの競技力向上を図る。

◎ 県は、関係団体や特別支援学校等の協力を得ながら、障がい者スポーツの競技力向上を目指し、全国障害者スポーツ大会への出場等を支援する。

(プロスポーツと協働したスポーツ活動並びに地域づくりの推進)

●◎ 県・市町村は、プロスポーツと協働し、子どものゲーム観戦や地域との交流事業の支援等の地域で支えるシステムの構築・進展を図り、「支えあう」スポーツ活動の推進に努める。また、県は、プロスポーツが有している地域を元気にする力を県内に波及させ、賑わいのある地域づくりを広く推進するため、チームと協働のもとに、観客のみならず試合運営の支援や会場での併催イベント等により多くの県民を取り込む機会を創出する。

(フェアプレイ精神の醸成)

●☆ 県・市町村及びスポーツ団体等は、スポーツを通して、競技に係る行動の善し悪しの判断やあいさつ・感謝・相手を思いやる気持ちを持つなどの、フェアプレイ精神の醸成に努める。特に各学校における運動会・体育行事等や学校体育団体等が主催する各種大会では、参加者のフェアプレイ精神が反映されるような運営に努めることが望まれる。

(スポーツ表彰制度によるスポーツの推進)

●☆ 県・市町村及び体育協会は、スポーツで優秀な成績を収めた者やスポーツの振興に貢献した者等の功績を讃えることにより、住民のスポーツへの興味関心を高め、スポーツ活動の推進に努める。



【県スポーツ賞授賞式での知事からの授与】

(スポーツに係る国際的な交流の推進)

◎ 県は、スポーツ強豪国の強化選手等との強化合宿や交流試合の実施に努めるとともに、国外の優秀な指導者を招聘し、ジュニア期の競技者への指導を行うなどの交流を図る。

● 県・市町村は、姉妹都市やスポーツ団体・地域スポーツクラブによる国際交流を支援し、地域レベルでのスポーツを通じた国際交流を推進する。

(2) トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出

① 施策目標：

次世代アスリートの育成と地域スポーツの推進や学校の体育に関する活動の充実等を目的とした、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進を図る。

② 現状と課題：

本県では、全国の頂点を目指すトップスポーツと、住民が楽しみや健康の保持増進等のために行う地域スポーツや学校の体育に関する活動は、それぞれ別の目的を

持った活動として捉えられ、これまではその連携が不十分であった。そのため、次世代のアスリートの発掘・育成を計画的・継続的に一貫して行う体制も不十分であった。

さらに、トップアスリートを含め、専門性を有するスポーツ指導者の活用は全体的には十分とは言えない状況である。今後、トップアスリートとしての経験を有する優れたスポーツ指導者を学校や地域スポーツクラブにおいて活用することが必要である。

また、ジュニアアスリートの指導に関わるスポーツ指導者、スポーツ団体、保護者及び学校は、目先の大会等の結果のみに捉われることなく、スポーツキャリア全体を含めた長期的な視点に立ってアスリートを育てていくことが必要であり、学業とのバランスも含め、キャリアデザインの重要性を認識することが重要である。

③ 今後の具体的施策展開：

(トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進)

◎ 県は、学校への教育支援体制を強化するため、総合型クラブ所属のトップアスリート等、地域の指導者の活用を推進する。

●☆ 県・市町村及び本県のスポーツ関係団体においては、次世代のアスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来的には育成されたアスリートが競技者として活躍し、その後、地域のスポーツクラブ等の指導者となる“人材の好循環サイクル”の確立に向けて、連携・協力する。特に、地域スポーツクラブにあっては、大きな役割が期待される。

(ドリームキッズ育成プログラムの活用と地域におけるスポーツ指導者の連携)

◎ 県は、山形県スポーツタレント発掘事業により開発した「YAMAGATA ドリームキッズ」を育成・強化するためのプログラムについて、競技団体や地域スポーツクラブにおいての活用を促進するとともに、地域におけるジュニアアスリート育成に関わるスポーツ指導者間の連携を推進する。

(アスリートのキャリア形成の支援)

◎ 県は、アスリートの選手引退後のキャリア形成に向けての意識啓発を行うとともに、企業、総合型クラブ、大学等への進路開拓の支援体制を検討する。

(3) スポーツ団体のガバナンス強化

① 施策目標：

スポーツ団体と協力し、スポーツ団体の組織運営や指導體制の強化を図るとともに、国が策定するガイドラインに基づき、ガバナンス(※14)を強化し、透明性が高い組織運営体制の整備を進める。

② 現状と課題：

県内の多くのスポーツ団体は、透明性の高い組織運営を行っているが、不透明な事案も見られた。このことから、国の策定するガイドラインに沿ってガバナンスを強化し、信用失墜行為が起こらない透明性が高い組織運営体制を整備することが必要である。

③ 今後の具体的施策展開：

(スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組みの推進)

- 県・市町村は、管轄するスポーツ団体に対して、透明性の高い組織運営が図られるよう、その指導に努める。

☆ 競技団体・学校体育団体・各スポーツ団体においては、透明性の高い組織運営となるよう、国が策定するガイドラインに準拠し、自ら策定した基準に基づいた組織マネジメントの強化を図るなど、ガバナンス強化に向けた自主的な取組みが期待される。

(4) スポーツにおける環境活動の取組み

① 施策目標：

子どもたちの将来のために、良い地球環境を残すため、スポーツ関係者が一丸となって、スポーツ活動を通じて環境改善に資する取組みの推進を図る。

② 現状と課題：

スポーツ関係者は、地域環境ひいては地球環境にかける負担を少しでも軽減することに努め、環境改善に資する取組みの模索・構築を進めていくことが科せられているという認識を持つ必要がある。また、世界規模で行われている環境活動を、本県においても強力で押し進めていく必要がある。

本県スポーツ関係者が、「環境活動」を通じて、環境問題に的確に対応する取組みを発信し、広く他分野に波及する具体的な行動を促すことが望まれる。

③ 今後の具体的施策展開：

(環境活動の周知・啓発)

- ◎ 県は、あらゆる機会を通して、スポーツにおける環境活動の重要性の意識啓発に努める。

☆ スポーツ団体においては、大会プログラム・機関紙等を活用した環境活動の啓発を期待する。

(スポーツ団体におけるエコ活動の推進)

☆ スポーツ団体においては、自然環境を守るための具体的な環境活動の行動計画を策定し、その取組みを実践していくことを期待する。

☆ 中学校体育連盟・高等学校体育連盟においては、現在実施中の「さわやかマナーアップ運動(※15)」等を定着させ、スポーツからの環境活動の発信となる大会会場でのクリーンアップ活動等に取組み、環境活動の醸成を図ることを期待する。

☆ スポーツ少年団においては、その活動の場において、環境活動の取組みを呼びかけ、子どもたちに環境活動の意識を身につけさせることを期待する。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

第3章において掲げた施策を今後総合的かつ計画的に推進するため、スポーツの推進に関わる全ての関係者は、以下の諸点に留意して取り組んでいくこととする。

(1) 県民の理解と参加・支援の推進

スポーツ基本法においては、スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であり、国民が自主的、自律的に行うことができるようにすることを旨として、推進することとされている。

このような観点から、県、市町村及びスポーツ団体は、スポーツを通じて、県民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民の参加・支援を促進するよう努力する。

そのためには、より住民に身近な市町村においても、スポーツの推進に係る計画等の策定を通じ、住民のスポーツに対する参加・支援を促していくことが期待される。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ基本法においては、スポーツの推進には、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠であるとされている。その際、スポーツ団体等の自主性は尊重されるべきであり、本県においては、県体育協会をはじめとするスポーツ団体等のスポーツの推進に向けた主体的な連携・協働が期待される。

県は、市町村及びスポーツ団体等との健全なパートナーシップの下、これらと連携・協働して本県のスポーツの推進に取り組むことが肝要である。また、施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、知事部局と教育庁との連携を強化する。

(3) 計画実現のための財源確保と国・民間の助成制度の活用

本スポーツ推進計画の実現に必要な財源確保のため、本県財政事情等を考慮しつつ、県として責任をもって取り組む施策の実施に必要な予算措置に努めるとともに、国や民間の助成制度等を活用し、財源の確保に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画は、平成25(2013)年度から概ね10年間を見通しつつ、今後5年間に取り組むべき具体的な施策を示したものである。平成29年末を目途に、それまでの実施状況や成果を評価・検証し、平成30年から34年の5年間の具体的な施策に反映させていくものとする。

また、計画を実施し、その目標を実現させるためには、計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要である。

このため、計画が未達成の場合には、設定目標の当否を含めその原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方を検討することとする。

参考資料 目次

○国の「スポーツ基本計画」の全体像	38
○用語の補足説明	39
○参考データ集	41

国のスポーツ基本計画の全体像

〈我が国の社会の変化〉

少子高齢化・情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化、大震災後の復興等の新たな課題の発生

〈今後目指すべき社会像〉

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国(持続的発展が可能な社会)

〈スポーツ基本法の制定〉

- スポーツ振興基本計画の課題
 - ・子どもの体力の上昇
 - ・生涯スポーツ機会の向上
 - ・国際競技力の向上
- 新たな課題の発生
 - ・ガバナンス向上、ドーピング対策等
 - 公平・公正性、透明性向上の要請
 - ・プロスポーツ、障害者スポーツの発展
 - ・国際化の進展 等



- スポーツ基本法の制定
 - ・「スポーツ権」の確立
 - ・スポーツの多面的な役割(青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上)の明確化 等

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

- 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国



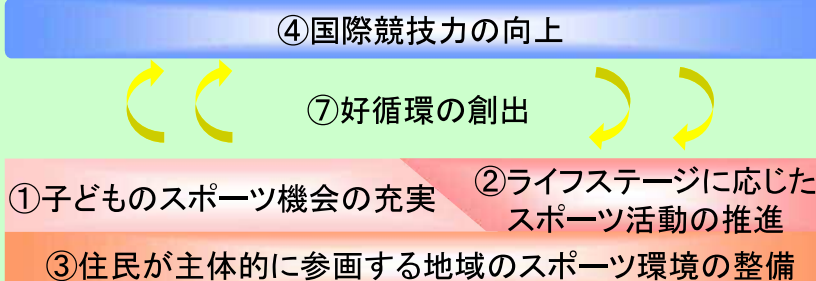
スポーツの意義や価値が広く共有
=「新たなスポーツ文化」の確立

〈計画の策定〉

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参加することができるスポーツ環境を整備

⑤ 国際交流・貢献の推進



⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上



〈計画の推進〉

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

【用語の補足説明】

※1 地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、単一種目スポーツクラブ等の総称。

※2 スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。国際競技大会や生涯スポーツイベント等の招致・開催及び武道体験等の機会の提供は、我が国の観光の魅力を発信し、スポーツツーリズムの発展に有効であると考えられている。

※3 AED

日本語では自動体外式除細動器と呼ばれ、突然正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。胸の上から電極のついたパッドを体に付けると、心臓の状態を自動的に判断するようになっており、スイッチをONにするだけで、音声メッセージ等でやるべきことを指示してくれるため、仕組みがよくわからない人でもこのAEDを使うことで人の命を救うことが可能である。

※4 新体力テスト

国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導に広く活用するために行うもので、平成10年までは「体力・運動能力調査」として実施してきたが、平成11年からは種目を変更して「新体力テスト」として実施している。

小学校、中学校、高等学校での実施種目は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ボール投げ」である。（中・高等学校は「20mシャトルラン」と「持久走」を選択実施）

※5 広域スポーツセンター

各都道府県において広域市町村圏内の総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担い設置されているもの。本県では、県内5ヶ所に広域スポーツセンターを設置している。

※6 1学校1取組み

小学校・中学校が主体的に行う体力づくりのための活動で、休み時間における縄跳びの奨励等がある。

※7 新しい公共

行政だけでなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉等、公益に係る活動について、地域住民一人ひとりが参加しあって、それを社会全体として支えあうという新しい価値観のこと。

※8 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。旧スポーツ振興法第19条に定める「体育指導委員」

について、近年、スポーツの実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加された。

※9 スポーツ指導者情報システム

広域スポーツセンターにおいて、指導者に関するデータの収集と提供を一体的に行うサービスシステム。

※10 学校体育施設の「開放型」から「共同利用型」への移行

設置者、学校、地域社会が施設管理の責任・負担や地域住民の利用に係る調整等を協働して担い、地域住民の立場に立った積極的な利用促進のための方策。

※11 JETプログラム

「語学指導等を行う外国語青年招致事業」の略称で、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力のもと、日本と諸外国の人々の相互理解を深めるため外国語教育を推進し、日本の地域国際化を推進することを目的に実施されている。

小学校・中学校・高等学校での語学指導に従事する外国語助手（ALT）、地域において国際交流活動に従事する国際交流員（CIR）及び地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員（SEA）がある。

※12 スポーツファーマシスト

最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家に対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育等の普及・啓発活動を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することを活動とし、薬剤師の資格を有しJADAより認定される資格制度。

※13 ドーピング防止ホットライン

日本におけるドーピング防止規則違反の大半は、禁止物質入りの市販薬やドリンク剤をそうとは知らずに服用してしまい陽性反応が出る、いわゆる「うっかりドーピング」であり、その防止において、選手や指導者が相談したいことがある場合、ファックスで各地域のスポーツファーマシストに相談するシステム。

※14 ガバナンス

組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行なう、意思決定、合意形成システム。スポーツ団体においては、その社会的責任を果たすため、多様な意見を集約し、その意思決定や活動内容の公開に努めることにより、対外的な透明性を高め、説明責任を果たすことともに、詳細な内部規定の制定により、運営の倫理性の確保に努めることが求められている。

※15 さわやかマナーアップ運動

県中学校体育連盟及び県PTA連合会が連携して行う運動で、部活動や各種大会において選手・指導者・応援者のマナーアップを推奨するもの。会場利用のマナーアップやゴミの持ち帰りなどがある。